

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第1号（平成19年2月8日）

宮城県後期高齢者医療広域連合の執務時間を定める規則

第1条 宮城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の執務時間は、宮城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第2号）第2条第1項に規定する広域連合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

第2条 前条の規定は、広域連合の執務時間以外の時間に広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。